

仙南法人会は 公益社団法人への 移行認定を受けました

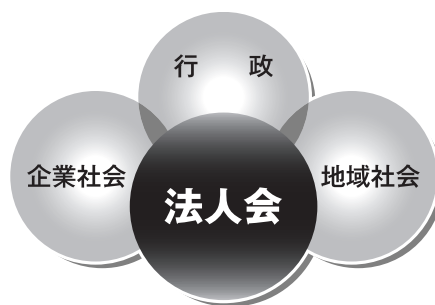
当法人会は、宮城県公益認定等委員会より、公益社団法人への移行認定が答申され、平成25年4月に登記も完了し、正式に公益社団法人仙南法人会として発展的な組織に衣替えし、これから歴史の歩みを刻んでいくことになりました。

公益社団法人への移行については、「新公益法人制度」が施行されたのに伴い、当会では、会員総意の総会決議を経て、申請を行い、認定を受けたものです。

新公益法人制度では、民間による非営利活動を活性・活発化させ、「民による公益を増進していく」うえで、民間の非営利活動を支援する考え方に基づくもので、公益社団法人への移行するに当たっては、団体の公益性・公平性・透明性を確保するために、これまでに行ってきた法人会事業や会計をはじめ厳格な適正審査が行われ、認定に至りました。

これまで法人会は、設立以来60年余にわたり、税を基本として、企業社会や地域社会の利益増進のために、国や行政からの補助金を受けることもなく、自立・自律した姿勢で図ってきたものであり、今回の公益社団法人への移行認定は、これまでの歴史への評価そのものでもあるといえます。

法人会は、今次の高い社会的評価と信用が確保される公益社団法人に認定されたことによって、さらに高次の社会的使命を果たし、積極的な公益事業の展開を通じて、企業社会、地域社会、そして行政に役立つ団体を強く指向していくものであります。



公益社団には税制優遇も

公益社団法人に認定されたことで、「民が担う公益増進」を国が一体となって後押しする立場から、公益社団法人に対する法人や個人からの寄付は寄付金控除対象となります。

寄付する法人や個人の側からみれば、これまでは一体的に「税金」という形で国に一括して納付してきたものが、納税者自身の判断で「税金の一部」を公益団体に寄付して、公益活動を企業や国民が支えるという仕組みです。

公益社団法人となった法人会も、寄付という税金の一部を法人や個人から寄託される社会的重みを痛感しながら、寄託されるに値する団体づくりをさらに創造していく重責を感じつつ、運営にあたっていきます。

賛助会員にも門戸を

「民が担う公共」として、企業のポテンシャルだけでなく、地域社会にあって輝けるポテンシャルを持つ方々とも協同で築き上げていくことも、法人会の責務として捉えており、企業の正会員の外に、今回新たに賛助会員制度を法人会は設け、両翼を広げさらに力強い活動を展開していくことにしています。

幸い、長年の事業活動に寄せる信頼、近年の地域に根差した社会貢献活動の浸透と評価、さらにはビジネスパーソンのスキルアップを希求する一般からの期待もあり、法人会活動への賛同者も増えてきており、発展的な事業展開を図っていきます。

企業である会員、そして賛助会員と手を携え、豊かで未来に向けた地域づくりに邁進していきます。



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人 仙南法人会

〒989-0273 白石市中町11 丸井ビル6F
TEL. 0224-24-5372 FAX. 0224-25-6608